

質疑書

※質疑書に対象の件名を記載の上、メールにて質疑してください。件名が漏れている場合、案件が特定できないため回答できません。

件名	豊浦南橋長寿命化詳細設計委託
----	----------------

(質 問 事 項)	(回 答)
工期延長につきまして 今回の業務につきまして工期の年度繰り越しでの延長は検討されていますでしょうか。 もし検討されているのであれば、いつまでの期間を検討されているのかご教授いただきたいです。	履行期間内に業務を完了していただく必要があります。
本業務の履行期間は令和5年3月31日と特記事項に「2. 受注者は、契約後すぐに業務に着手し、早期業務完了に努めること。」とありますが、工期延期については御配慮していただけますでしょうか。	履行期間内に業務を完了していただく必要があります。ただし、受注者のその責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができます。
工期について 各種関係機関協議等により不測の時間を要した場合は、工期延期は可能でしょうか？	履行期間内に業務を完了していただく必要があります。ただし、受注者のその責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができます。
関係機関との調整等で不測の日数を要した場合、工期延期をご検討して頂けるのでしょうか。	履行期間内に業務を完了していただく必要があります。ただし、受注者のその責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができます。